

旧緊急時避難準備区域（川内村）でコンビニエンスストアを営む申立会社が、原発事故に伴い店舗所在地が避難指示区域に指定されたことにより、売上げが減少し休業を余儀なくされたとして、平成27年8月分までの営業損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 営業損害（逸失利益）

（期間）自 平成26年1月1日 至 平成27年8月31日

2 本和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金1098万0798円の支払義務があることを認める。

（内訳）

1 営業損害（逸失利益）

1066万0968円

2 本和解仲介に関する弁護士費用

31万9830円

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月29日

（仲介委員 山本卓也）